

○ 中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第五十二条に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した現価相当額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該中途脱退者の性別、生年月日及び法第六十条第三項に規定する現価相当額の交付が行われる日(以下「交付日」という。)における年齢に応じて別表第一に定める数</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額に相当する額から代行部分相当額及び政府負担金を控除した額について企業年金連合会の規約の定めるところにより算定した額</p>	<p>厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第五十二条第一号に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した現価相当額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該中途脱退者の性別、生年月日及び法第六十条第三項又は第六十一条第二項に規定する現価相当額の交付が行われる日(以下「交付日」という。)における年齢に応じて別表第一に定める数</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額に相当する額から代行部分相当額及び政府負担金を控除した額について厚生年金基金連合会の規約の定めるところにより算定した額</p>